

第4部 計画の推進に向けて

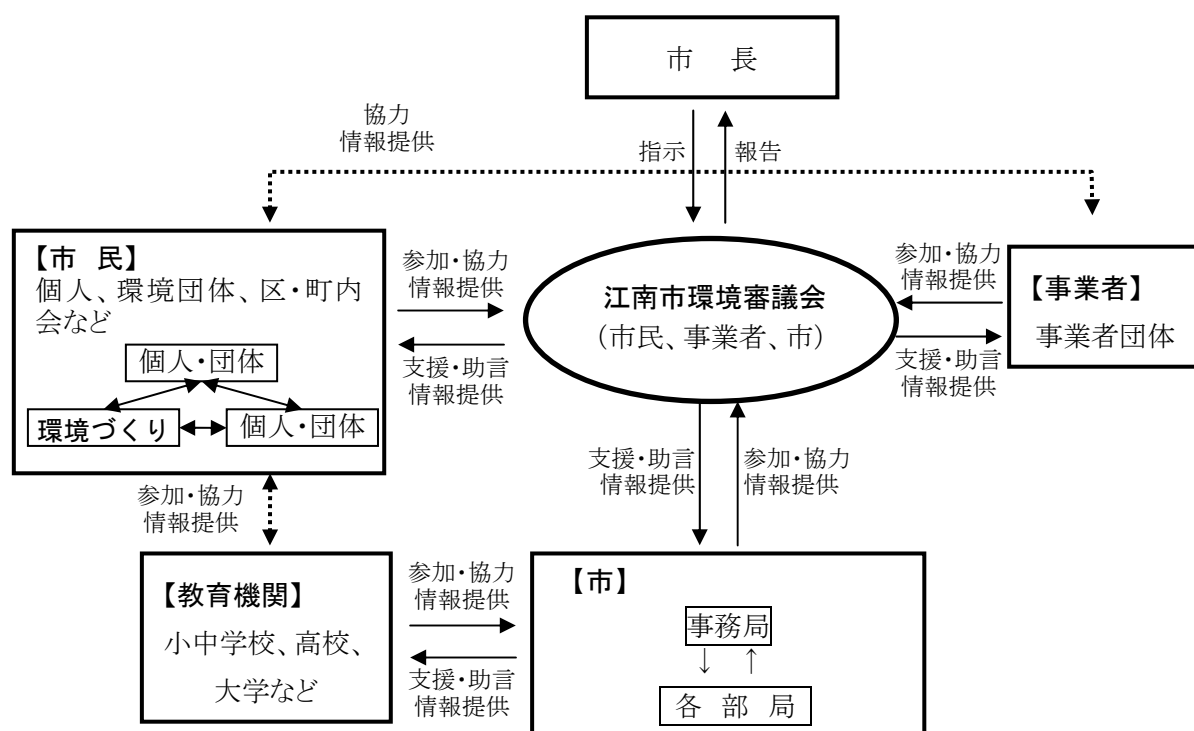
第1章 みんなの体制づくり及び推進体制の強化

第1節 推進体制

平成23年度に制定された江南市市民自治によるまちづくり基本条例において、市民、事業者は交流しながら相互に助け合うとともに、地域課題の解決などに向けて協力し、行動するよう努めることが求められています。

本計画は、市民、事業者、市が協働で環境に関する取り組みを推進します。また市は、庁内各部署が連携して取り組みを進めます。

市民、事業者、市で構成する江南市環境審議会に、計画に関する情報が集約されます。審議会では、指標をもとに進捗状況を把握し、必要に応じて助言を加え、個人や団体のつながりを深めながら環境課題の解決に向けて行動します。



第2節 江南市環境審議会

江南市環境基本条例に基づき設置された江南市環境審議会では、必要に応じて本計画の変更、環境に関する基本的事項や施策などについて、公正かつ専門的な立場から審議します。

第3節 重点的取り組みの推進

望ましい環境像の実現に向けて掲げた4つの環境目標のそれぞれについて、先導的役割を果たす取り組みを重点的取り組みとして定め、市民、事業者、市の連携のもと、その推進を優先的に図ります。

重点的取り組みの推進にあたっては、庁内各部局間の意見調整、周辺自治体との協調、市民、事業者との連携により効果的に施策を進めます。

環境目標	重点的取り組み
I 地域の環境づくりにみんなで取り組むまち	エコ人材の発掘・育成
II さわやかな空気と水と緑のあふれる暮らしやすいまち	生活マナーの向上
III ごみを減量し資源の循環利用に取り組むまち	ごみ減量「57運動」 ^{こうなん} *1の推進
IV 青い地球を次の世代につなぐまち	地球温暖化対策の推進

1. エコ人材の発掘・育成

市民、事業者の自主的な取り組みを支援するにあたり、現段階で活躍している人・団体の先導的な活動を支援し、その風潮を全市に広げることも有効です。市民にとって身近な人が活動していることは、参加のハードルを下げる効果があります。

そのためには、各自が動きやすい仕組みを作る必要があります。そこで、市内における環境保全活動をしやすくするため、個々の分野について専門家を発掘するとともに、相互に高め合う仕組みを構築します。

●活動団体・個人のリスト作成

プロジェクト推進の基盤となる既存の活動団体や、地球温暖化防止活動推進員、環境カウンセラーなどの専門家のリストを作成し、随時更新します。

環境団体、個人のリストを基に、庁内各部局の取り組みの中で必要に応じて協力を要請するとともに、活動内容は積極的に広報などにより紹介します。

環境目標	団体例	活動分野
II さわやかな空気と水と緑のあふれる暮らしやすいまち	〇〇会	自然環境保全
	〇〇会	清掃活動
III ごみを減量し資源の循環利用に取り組むまち	〇〇会	ごみ減量
	〇〇会	再資源化
IV 青い地球を次の世代につなぐまち	〇〇会	地球温暖化対策

*1 焼却場で処理するごみの量が急激に増加した平成9年度からスタートした運動で、平成8年度の市民1人1日当たりの焼却場で処理するごみの量の10%（概ね57g）の減量を目的に、江南市という名前にちなんでいる。

2. 生活マナーの向上

市に寄せられる苦情の大半を占める屋外燃焼行為（いわゆる野焼き）、雑草除去、ごみの不法投棄などの都市・生活型公害をなくすため、生活マナーの向上が求められています。現在、広報、市ホームページ、区・町内会への回覧などによって呼び掛けを行っていますが、今後も苦情に対応するだけでなく、苦情の発生を未然に防ぐ啓発活動を強化します。

●区・町内会や関係市民団体などと協力して地域全体で啓発

都市・生活型公害対策としては、実態把握とともに必要な啓発や指導などを行ってきましたが、今後も市民一人ひとりの環境に対する意識の高揚を図り、環境に配慮した行動を促すなどして、都市・生活型公害の発生の防止に取り組んでいく必要があります。

また、市が主体となって違反行為を取り締まるのではなく、地域全体が一体となって、地域ぐるみで快適な環境づくりへの取り組みを進めることが大切です。

今後は、快適な生活環境づくりに向けて市民意識の高揚を図るとともに、みんなで快適な生活環境をつくるため、市民の主体的な活動を促進していきます。

3. ごみ減量^{こうなん}57運動の推進

ごみ減量を目的にしたごみ減量^{こうなん}「57運動」^{※1}は、平成9年度に始まり、10年以上継続しています。近年は、その成果がはっきりとごみの排出量に現れてきました。ごみ排出量の削減と、徹底的な資源の分別は、今ではどの自治体でも常識になっていますが、将来的なごみ処理への不安を軽減するため、本市では今後も継続していきます。

●現状の詳細な情報の伝達

運動開始から10年以上経過した今、市民のごみ減量に向けたモチベーションを維持するため、広報によるごみの分け方とその目的については、結果も含めてこれからも詳しく紹介していきます。また、ごみ排出量や処理費用の報告を続けるほか、環境フェスタを通じてごみ減量、資源の再利用などのアイデアを広めます。また、環境フェスタに参加している市民団体とは、個別の啓発イベント開催時に協力できるよう、引き続き連携を強めます。

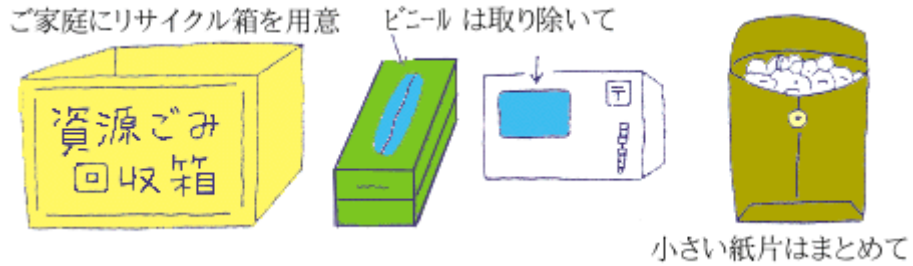
なお、必要に応じて分別品目や資源の回収体制を見直し、効率のよい資源回収に努めます。

^{※1}焼却場で処理するごみの量が急激に増加した平成9年度からスタートした運動で、平成8年度の市民1人1日当たりの焼却場で処理するごみの量の10%（概ね57g）の減量を目的に、江南市という名前にちなんでいる。

▼ごみ減量に関する情報の例

雑がみの分別で「ごみ」から「資源」に！

可燃ごみ収集袋の中身の約3割は、紙類です。紙類はリサイクルできる貴重な資源です。リサイクルできる紙は、可燃ごみに出さず、雑がみとして資源ごみに出してください。



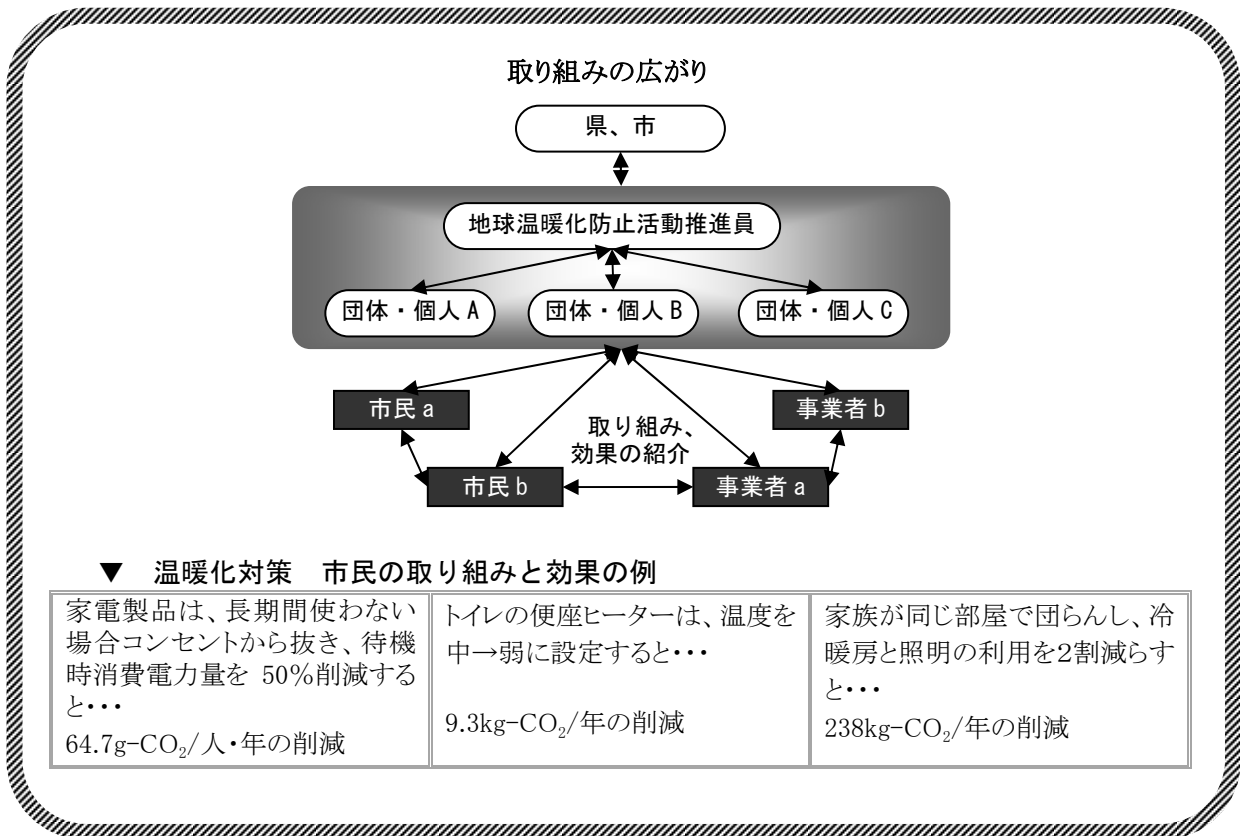
△ごみ減量「57 運動」を推進するため、市民団体の方々が、生ごみのたい肥化に利用するボカシを作成しています。

4. 地球温暖化対策の推進

地球温暖化対策は、地球環境を保全する役割とともに、国内のエネルギー利用量削減に貢献する役割があり、いずれにしても、一人ひとりの日常生活の見直しが必要であるとともに、緊急に対応する必要があります。

●地球温暖化対策の推進

地球温暖化対策は、地球温暖化防止活動推進員^{※1}や、「1.エコ人材の発掘・育成」で発掘した人材や市民団体と協力して啓発活動を積極的に行うとともに、広報などでは、一人ひとりの努力の効果がわかるように示します。また、市民、事業者の一人ひとりは、日常のムダをなくすとともに、その効果について身近な人に紹介するなどして、個別の取り組みが多く市民、事業者にも普及するよう努めます。

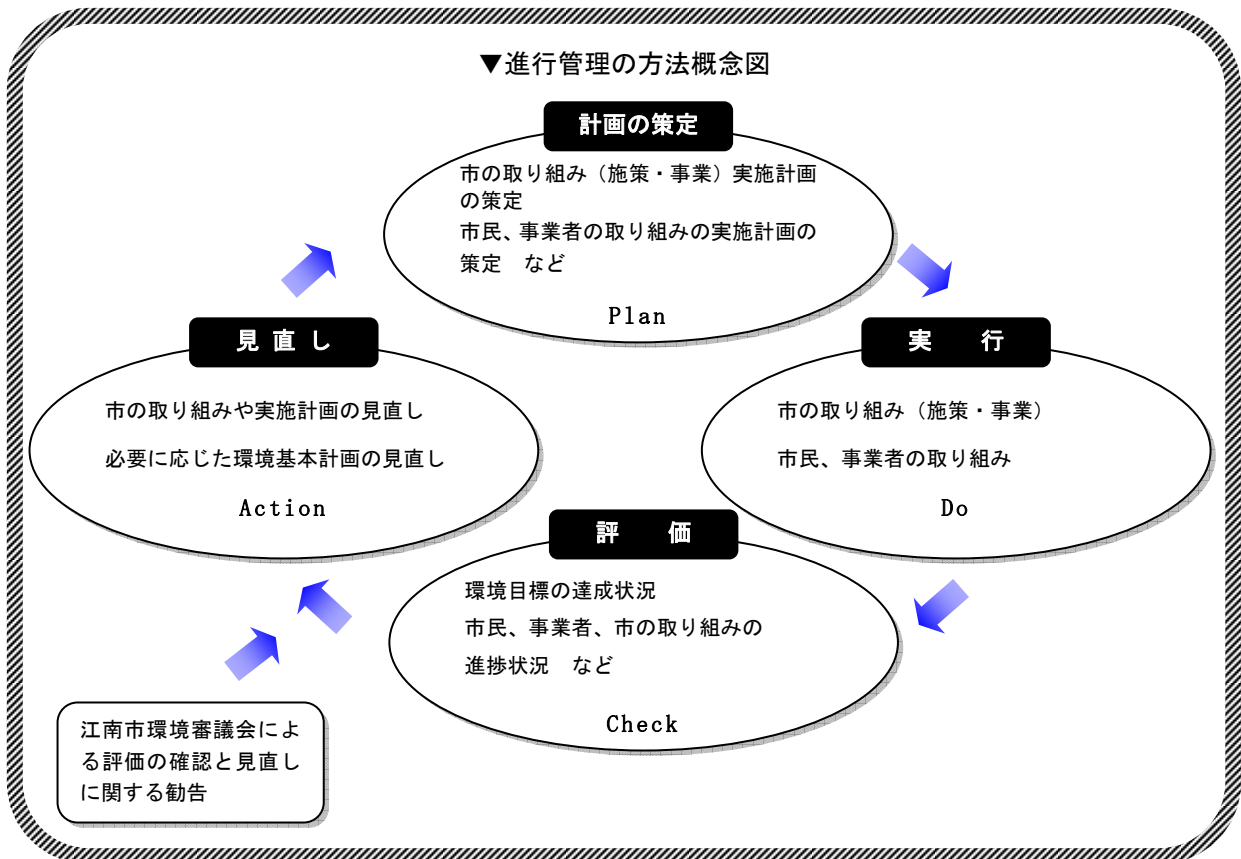


^{※1}地球温暖化対策推進法に基づき知事の委嘱により、地球温暖化問題の住民への啓発などの活動をするボランティアのこと。ストップ温暖化教室の講師など県が行う地球温暖化対策への協力や地球温暖化問題の住民への啓発などを行う。

第2章 進行管理の手法

第1節 PDCAサイクル

本計画は、環境マネジメントシステムの考え方(PDCAサイクル)を基本とした計画の進行管理を行います。



上記の進行管理においては、江南市環境審議会が重要な働きをします。

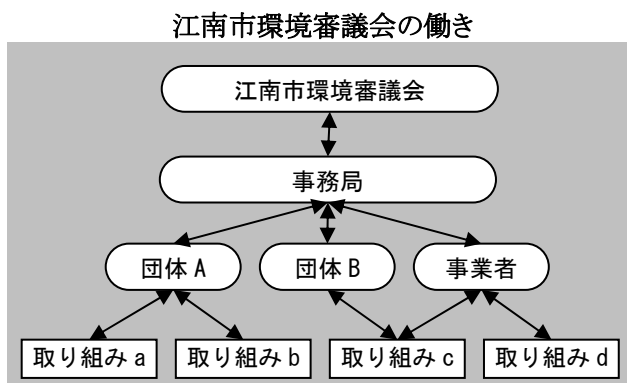
審議会は、市民、事業者、市が協力する場として計画推進に重要な役割を持っています。本計画の個々の取り組みを進めるにあたり、それぞれの立場を代表し、計画全体の進捗状況の現状から、事務局に適宜助言する役割があります。

現在、審議会では計画の進捗状況について報告をしていますが、今後は審議会の開催数を増やし、具体的な事業についても審議を行うよう審議会の拡充を図ります。

例えば、市の事業を行うにあたって市民団体などとの協力は不可欠であり、その意見や情報を調整する必要があります。個々の取り組みは、市だけ、団体などだけで個別に行うものではなく、それぞれが協力して得意な部分を生かしながら実施する必要があります。

そこで、本計画の推進にあたって、審議会委員による、活動内容と協力団体(者)の選定、今後の活動の方向などについて事務局へ助言します。

今後は、審議会からの助言を具体的な取り組みに反映することにより、本計画の一層の推進を図ります。



△江南市環境審議会では、江南市の環境問題についてさまざまな議論がされています。

第2節 評価方法

市民、事業者、市が行う具体的な取り組みについては、指標及び目標値を公表し、その達成状況を審議会により評価します。

評価の結果または社会情勢の変化などにより、必要に応じて個々の取り組みを見直し、5年後には、計画の中間見直しを行います。

▼評価の例（平成24年度の環境の現状に対して）

指標名	現状 (H24)	目標値 (H28)	目標値 (H33)
ごみ排出量	家庭系可燃ごみ 398g/人・日	家庭系可燃ごみ 394g/人・日	家庭系可燃ごみ 394g/人・日
	事業系可燃ごみ 8.0t/年・事業所	事業系可燃ごみ 7.4 t/年・事業所	事業系可燃ごみ 7.4 t/年・事業所

【評価】

ごみ排出量は家庭系可燃ごみ、事業系可燃ごみのいずれも目標値を達成できていないため、引き続き施策を着実に推進し、目標達成を図ること。